

**東京都オリンピック憲章にうたわれる
人権尊重の理念実現のための条例(仮称)
条例案概要**

平成30年6月4日

東京都総務局

<目 次>

- はじめに
- 1 オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現
- 2 多様な性の理解の推進
- 3 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
- 施行日(予定)

はじめに

- 一人一人が自分らしく生き、お互いの個性を尊重し、認め合う共生社会を実現
- 持続可能性に配慮し、多様性が尊重される国際都市を実現
- 東京2020大会は、人権が尊重された国際都市・東京を実現する契機であり、これを国内外に発信する機会

1 オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

(1) 目的

- オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念に基づき、あらゆる人がいかなる種類の差別も受けることがなく、人権尊重の理念が広く都民に一層浸透した社会を実現
- 性自認や性的指向等を理由とする差別の解消及び不当な差別的言動の解消への取組

(2) 都の責務

都は、東京2020大会を契機として、多様性を尊重する国際都市を実現するため、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させるべく、必要な取組を推進

(3) 都民や事業者の責務

都民、事業者がそれぞれの立場で取組を推進

(4) 国及び区市町村との協力

国及び都内区市町村それぞれの取組について相互に協力

2 多様な性の理解の推進

(1) 目的

性自認や性的指向等を理由とする差別の解消及び啓発等を推進

(2) 都の責務

都は、基本計画を策定し、必要な取組を推進

条例制定を契機として

◆企業等と協働したキャンペーンの活用

◆L G B T等の方々の一元的な相談窓口を新設し、全庁横串で適切に対応

(3) 都民や事業者の責務

都民、事業者がそれぞれの立場で、性自認や性的指向等を理由とする差別解消の取組を推進

(4) 国及び区市町村との協力

国及び都内区市町村それぞれの取組について相互に協力

3 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(1) 定義

○ 不当な差別的言動

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

第二条の規定（※）と同義

○ 表現活動

集団行進及び集団示威運動、インターネットによる方法等により行う表現行為

※ア 対象が本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住する者であること

イ 差別的意識を助長し、又は、誘発する目的を有すること

ウ 本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由としていること

エ 本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動するものであること

(2) 都が保有する公の施設の利用制限

公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するための基準（※）を策定

※以下2つの両方を満たすことを要件

①不当な差別的言動が行われる蓋然性が高いこと

②不当な差別的言動が行われることで、公の施設の安全を確保できない危険性が高いことが客観的かつ明白に明らかであること

(3) 拡散防止措置及び事案等の公表（都民等からの申出又は職権による）

- 不当な差別的言動の拡散防止措置
- 事案等の公表（対象：条例施行日以後の表現活動）

◆都の発信力を活用してヘイトスピーチの実態を世に問い合わせ、実効性を担保

(4) 第三者機関（審査会）の設置

学識経験者等で構成する第三者機関を設置

⇒審査会の役割は、不当な差別的言動の拡散防止措置等について、知事の諮問に基づいた
調査審議・意見陳述等

◆公正・公平かつ中立的な制度運用

◆第三者機関の意見には、法的拘束力なし

(5) 表現の自由等への配慮

表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意

施行日(予定)

公布日施行。ただし、3(2)から(4)までは、体制整備等のため平成31(2019)年
4月1日施行